

2大議発 10066 号
令和 2 年 4 月 27 日

大田区長
松原忠義様

大田区議会議長
塩野目正樹

新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望

国内で新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、政府は4月16日、特別措置法に基づく緊急事態宣言を全都道府県に拡大しました。我が国の感染者数は累計で1万人、本区においても100人を超え、まさに予断を許さない状況となっております。

区では、2月3日に「大田区新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染予防対策として、迅速な区主催のイベントの中止・延期、区立小・中学校の臨時休業や区民への健康相談支援体制の強化、区独自の緊急経済支援策として新型コロナウイルス対策特別資金を大幅に拡大するなど、積極的な対策を進めてきたことについて高く評価しております。

また、感染症対策の専門職をはじめ、区民の安全・安心を支えるため最前線の現場で日々職務を遂行している区職員の皆様にも非常に感謝しております。

大田区議会といたしましては、こうした状況を踏まえ、74万区民の生命・財産を守るため下記の事項を講じられるよう要望します。

なお、区民が安心して生活を送れるよう、大田区議会は一丸となって、区とともにこの難局を乗り越えるため、尽力してまいります。

記

- 1 様々な影響により生活に困難を抱えた区民が無用な混乱や誤解を生じることなく各種支援制度を活用できるよう、区はわかりやすい情報提供を積極的に進めるとともに、区民から寄せられる様々な相談に円滑に対応できる支援体制を構築すること。

- 2 市中において入手困難となっているマスクや消毒液、防護服など、医療や社会福祉施設等の現場スタッフの活動に必要な衛生資材を確保・配布し、感染防止対策を支援すること。
- 3 感染拡大に的確に対応するため、区内医療機関等と連携し、民間検査機関を活用したPCR検査など、検査の実施体制を強化すること。また、新型コロナウイルス感染の在宅療養者が家庭で安心して療養できるよう支援策を検討すること。
- 4 中小企業、個人事業主などへの迅速な経済支援策となる「新型コロナウイルス対策特別資金」を継続して実施するとともに、区民税や社会保険料等の期限内での納付が困難な方に対する相談支援体制の強化等、経済的困窮者への支援策を講じること。
- 5 保育園の登園自粛や区立小・中学校の臨時休業等に伴う在宅期間中における園児・児童・生徒への安全確保、家庭の精神的ケアや配食など、子育て家庭の不安軽減と支援策を講じること。
- 6 区立小・中学校の臨時休業に伴う在宅期間中において、子どもたちのつながりが希薄化しないよう配慮しつつ、学びを保障できるよう、ICTの活用など家庭での学習確保策を検討すること。
- 7 新型コロナウイルスの影響を考慮の上、地域の消費を喚起するためのきめ細やかな景気対策を講じ、地域経済の早期回復に尽力すること。
- 8 新型コロナウイルス感染症対策を実行するために必要となる予算措置を、積極的かつ柔軟に講ずること。